

16 部

機械類及び電気機器並びにこれらの部分品
並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョン
の映像及び音声の記録用又は再生用の機器
並びにこれらの部分品及び附属品

重要な部・類の注

≪第 16 部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品
並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像
及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部
分品及び附属品の注の規定≫

- 1 この部には、次の物品を含まない。
 - (a) 伝導用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、第 39 類のプラスチック製のもの及び加硫ゴム製のもの（第 40.10 項参照）並びに機械類、電気機器その他の技術的用途に供する種類の加硫ゴム（硬質ゴムを除く。）製品（第 40.16 項参照）
 - (b) 革製品及びコンポジションレザー製品（第 42.05 項参照）並びに毛皮製品（第 43.03 項参照）で、機械類その他の技術的用途に供する種類のもの
 - (g) 第 15 部の注 2 の卑金属※製のはん用性の部分品（第 15 部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第 39 類参照）など

※卑金属とは、鉄鋼、銅、ニッケル、鉛などを指す。

- 3 二以上の機械を結合して一の複合機械を構成するもの及び二以上の補完的又は選択的な機能を有する機械は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、主たる機能に基づいてその所属を決定する。

16 部

機械類及び電気機器並びにこれらの部分品
並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョン
の映像及び音声の記録用又は再生用の機器
並びにこれらの部分品及び附属品

出題例

【問題】

鉄鋼製のボルト、ばね等の汎用性のある物品は機械類及び電気機器の部分品であっても、第 16 部（機械類及び電気機器並びにこれらの部分品等）には分類されない。

【問題】

二以上の機械を結合して一の複合機械を構成するもの及び二以上の補完的又は選択的な機能を有する機械は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、主たる機能に基づいて所属が決定される。

16 部

機械類及び電気機器並びにこれらの部分品
並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョン
の映像及び音声の記録用又は再生用の機器
並びにこれらの部分品及び附属品

解答

【問題】

鉄鋼製のボルト、ばね等の汎用性のある物品は機械類及び電気機器の部分品であっても、第 16 部（機械類及び電気機器並びにこれらの部分品等）には分類されない。

【解答】 正しい。

卑金属（鉄鋼）製の汎用性の部分品は、第 16 部（機械類及び電気機器並びにこれらの部分品等）には分類しない（第 16 部注 1 (g)）。第 15 部（卑金属）に属することになる。なお、卑金属とは、鉄鋼、銅、ニッケル、鉛などをさす。

16 部

機械類及び電気機器並びにこれらの部分品
並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョン
の映像及び音声の記録用又は再生用の機器
並びにこれらの部分品及び附属品

解答

【問題】

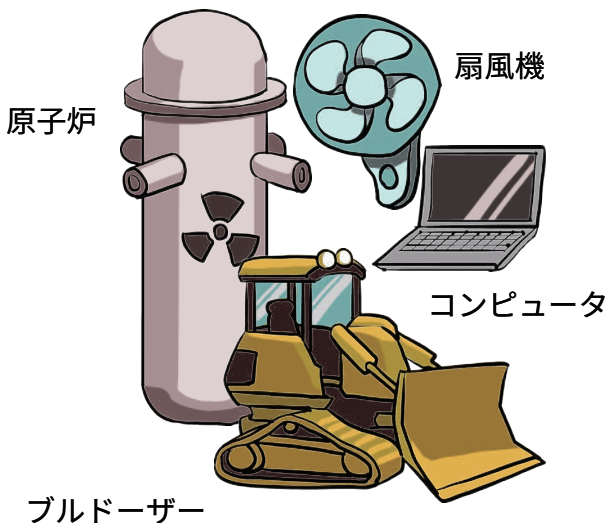
二以上の機械を結合して一の複合機械を構成するもの及び
二以上の補完的又は選択的な機能を有する機械は、文脈に
より別に解釈される場合を除くほか、主たる機能に基づい
て所属が決定される。

【解答】 正しい。

第 16 部注 3 により正しい。

原子炉、ボイラー及び機械類
並びにこれらの部分品

自動データ処理機（コンピュータ）、ブルドーザー、扇風機、電気洗濯機、冷蔵庫、電気ミシン、電動式のこぎり、自動車用エンジン、エアコンディショナー自動車用エアコン、航空機用エンジン、ウォータージェット切断機械、旅客搭乗橋



原子炉、ボイラー及び機械類
並びにこれらの部分品

重要な部・類の注

《第 84 類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品の注の規定》

7 二以上の用途に供する機械は、主たる用途に基づいてその所属を決定する。
主たる用途がいずれの項にも定められていない機械及び主たる用途が特定できない機械は、この類の注 2 又はこの部の注 3 の規定によりその所属を決定する場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、第 84.79 項に属する。
また、第 84.79 項には、金属の線、紡織用繊維の糸その他の材料又はこれらを組み合わせたものから網又はケーブルを製造する機械（例えば、より線機及び製鋼機）を含む。

出題例

【問題】

二以上の用途に供する機械は、主たる用途が特定でき、かつ、当該主たる用途がいずれかの項で定められている場合には、当該主たる用途に基づいてその所属が決定される。

84 類

原子炉、ボイラー及び機械類 並びにこれらの部分品

解答

【問題】

二以上の用途に供する機械は、主たる用途が特定でき、かつ、当該主たる用途がいずれかの項で定められている場合には、当該主たる用途に基づいてその所属が決定される。

【解答】 正しい。

二以上の用途に供する機械は、主たる用途が特定でき、かつ、当該主たる用途がいずれかの項で定められている場合には、当該主たる用途に基づいてその所属が決定される（第 84 類注 7）。

85 類

電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

電動式食物用ミキサー、電気アイロン、光ファイバーケーブル、ヘッドホン、デジタルカメラ、磁気テープ（未記録・ソフト記録済みのいずれも）、電話機、電気導体、ビデオの再生用機器、フィラメント電球

電動式
食物用ミキサー

電気カミソリ



電話機

デジタルカメラ

フィラメント電球

電気導体